社会福祉法人古河市社会福祉協議会ボランティア登録要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人古河市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、古河市における市民のボランティア活動を支援するため、活動を行う団体及び個人ボランティアの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録要件）

第２条　登録しようとする団体及び個人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

（１）古河市内を活動拠点とし、自発的にボランティア活動や市民活動に取り組む団体または個人

（２）公益性や社会性のあるボランティア活動や市民活動を目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと

（３）団体を構成する過半数が市内在住または在勤、在学する者であること

（４）組織の運営が適正かつ計画的であり、自主的な財源確保と構成員による会費負担がなされていること

（５）社協の事業に連携や協力ができること

（登録の手続き）

第３条　登録を希望する団体（以下「申請団体」という。）及び個人は、次の各号の書類を社協の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

２　団体登録については、社協ボランティア団体登録申込書（様式１）に、会則、会員名簿（別紙１）を添付し、提出するものとする。

３　個人登録については、ボランティア個人登録申込書（様式２）を提出するものとする。

（登録の承認）

第４条　社協会長は、前条の規定による登録申込書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めたときは、登録決定通知書（様式３）を交付するものとする。

２　社協会長は、登録申込書を提出した団体及び個人が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を承認しないことができる。

（１）公益を害し、または秩序を乱す恐れがあると認められたとき

（２）第２条の要件に適合しないとき

（３）活動の内容が不適切と認められたとき

（登録の取消し等）

第５条　次の各号に該当する場合は、登録を取り消すものとし、登録取り消し通知書（様式４）により通知する。

（１）第２条に定める要件に違反したとき

（２）登録した団体及び個人から登録を取消す旨の申し出があったとき

（３）社協の名誉を毀損し、または著しく支障がある活動と認めたとき

（４）その他、この要項に照らし、登録することが不適切であると認めたとき

（登録の確認）
第６条　ボランティア団体においては、登録内容を確認するため、毎年ボランティア団体登録・変更届出書（様式５）を提出しなければならない。また、登録内容に変更がない場合もその都度提出するものとする。

（個人情報の取扱い）
第７条　登録に関して知り得た個人情報については、社会福祉法人古河市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成１８年４月１日施行）に基づき、適切に管理し、取り扱うものとする。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

付　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
（要項については、令和４年３月３１日をもって廃止とする。）